

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元（2019）年 8 月 30 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

塩原地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 23 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 7 経営体数

| | |
|------------|---------|
| 法人 | 2 経営体 |
| 個人 | 1 5 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

当地区は、中山間地域に属しており、地域の特徴である冷涼な気候を活かした施設園芸や露地野菜を中心とした農業が行われている。しかし、中小規模の農家が多いことや、中山間地特有の形状の悪い農地が多いことから、離農による耕作放棄地の増加が懸念される。

中心となる経営体は、経営の安定化を図るため、新規作物の導入により複合化の取り組みを進めるとともに、地域として作物のブランド化を推進していくことで経営の安定化を図る。

耕作放棄地の増加を防ぐため、各種補助事業の活用による再生利用のほか、農地中間管理機構の活用により中心となる経営体への農地集積を推進する。また、近年増加している鳥獣被害については、地域ぐるみでの電気柵設置や地域住民参加型の獣害対策を推進し、被害の軽減を目指す。